

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 任期制職員給与規程

平成18年3月31日

18規程第3号

改正：平成18年 7月18日 18規程第79号  
改正：平成18年10月 2日 18規程第96号  
改正：平成19年 5月 8日 19規程第29号  
改正：平成19年 6月 4日 19規程第37号  
改正：平成19年 7月17日 19規程第51号  
改正：平成19年11月 5日 19規程第65号  
改正：平成20年 2月18日 20規程第 6号  
改正：平成21年 3月23日 21規程第46号  
改正：平成22年 3月29日 22規程第19号  
改正：平成22年 6月29日 22規程第45号  
改正：平成23年 5月16日 23規程第70号  
改正：平成24年 6月26日 24規程第41号  
改正：平成24年 6月29日 24規程第44号  
改正：平成25年 3月26日 25規程第 9号  
改正：平成26年 1月28日 26規程第13号  
改正：平成26年 3月14日 26規程第20号  
改正：平成27年 3月24日 27規程第45号  
改正：平成28年 4月28日 28規程第51号  
改正：平成28年 9月13日 28規程第120号  
改正：平成29年12月26日 29規程第64号

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

#### (給与決定の原則)

第2条 給与は、任期制職員又は無期労働契約転換職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

#### (給与体系)

第3条 任期制職員及び無期労働契約転換職員の給与は、本給及び諸手当とする。但し、国等の要請に応じて国家公務員等を退職し、引き続き機構に雇用されることとなった者については、国等の給与体系に準じ、人事院規則9-40第2条第3号ニ及び第6条第1項第2号ニ並びに第8条第1項第2号に該当するよう理事長が定める。

2 本給は、月額又は日額とする。

3 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び法定休日勤務手当とする。

#### (給与の支給)

第4条 給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は任期制職員若しくは無期労働契約転換職員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

#### (給与の計算期間及び支給日)

第5条 給与の計算期間及び支給日は次のとおりとする。

一 給与の支給日は、毎月17日とする。

二 給与の支給日が土曜日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が15日となる場合で、かつ、休日に当たるときは、18日に支払うこととする。

三 計算期間は毎月1日から末日までとし、翌月の17日に支払う。

四 任期制職員又は無期労働契約転換職員が離職及び死亡したときは、その日まで給与を支給する。

五 第4号により給与を支給する場合であつて、月の途中での入所、離職のときは、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。  
(非常時払い)

第6条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があつた場合には、前条に定める支給日以前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。

一 本人が死亡したとき。

二 その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(給与の端数計算)

第7条 給与の端数計算は次のとおりとする。

一 各給与項目の計算上1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、1時間あたりの算定給与額に1円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。

二 給与の総支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

(勤務1時間あたりの算定基礎額)

第8条 勤務1時間あたりの算定基礎額の算出方法は次のとおりとする。

一 月額制の場合は、月給に12を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

二 日額制の場合は、日給を1日の勤務時間で除した額とする。ただし、事務業務員及び研究業務員については時給の額とする。

(支給者の特例)

第9条 任期制職員又は無期労働契約転換職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条又は第43条に規定する者に支給する。

## 第二章 給与

### 第一節 本給

(本給)

第10条 本給は任期制職員又は無期労働契約転換職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づいて決定する。

2 フルタイム任期制職員及びフルタイム無期労働契約転換職員は月額、フルタイムではない任期制職員(以下「パートタイム任期制職員」という。)及びフルタイムではない無期労働契約転換職員(以下「パートタイム無期労働契約転換職員」という。)は日額とし、別表に基づき支給する。ただし、事務業務員及び研究業務員の日額については、時給に1日の勤務時間を乗じて得た額とする。

3 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポスドク研究員及びICY S研究員の月額には12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当が含まれているものとする。さらに、裁量労働制適用者の月額には、第12条に規定する時間外勤務手当のうち、同条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分及び同項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分並びに第13条に規定する法定休日勤務手当のうち、同条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分を含むものとし、これら月額に含まれる手当額は別表2のとおりとする。

4 NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMSポスドク研究員、ICY S研究員、NIMS研究員及びNIMSエンジニア職の内、公務員宿舎等へ入居した場合は本給から27,000円の減額調整を行うこととする。減額調整は、公務員宿舎等への入居日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。また、減額調整を受けている職員が公務員宿舎等を退去した場合は、退去日の属する月の翌月より減額調整を行わないこととする。

(昇給)

第10条の2 任期制職員及び無期労働契約転換職員の昇給は行わないものとする。

## 第二節 諸手当

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（平成13年4月2日 13規程第9号）第22条を準用する。ただし、支給単位期間については1箇月とする。

- 2 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、雇用契約書で勤務日数を週5日と定める者については通勤手当を月額で支給する。
- 3 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、普通交通機関等利用者については、雇用契約書で定める勤務日数に応じた回数乗車券等により算出した運賃等の額と1箇月定期券の額を比較して、最も経済的かつ合理的であると認められる券種の運賃等相当額1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。なお、1箇月定期券の額が最も経済的かつ合理的であると認められた者については、通勤手当を月額で支給する。
- 4 パートタイム任期制職員又はパートタイム無期労働契約転換職員のうち、前2項に該当しない者については、1箇月分の通勤手当を21で除した額を1日分として支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 時間外勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、所定労働時間外又は法定休日以外の休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、それぞれの割合に100分の25を加算した割合とする。

- (1) 休日を除く標準勤務時間内の所定労働時間を超える勤務 100分の100
  - (2) 法定休日を除く標準勤務時間外の所定労働時間を超える勤務の合計が1月（毎月1日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき45時間以内における勤務 100分の125
  - (3) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務（第5号から第8号のいずれかの勤務に該当する場合を除く） 100分の125
  - (4) 雇用契約書に定める勤務以外の日における標準勤務時間内の勤務 100分の100
  - (5) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき45時間を超え60時間以内における勤務 100分の125
  - (6) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1月につき60時間を超える勤務 100分の150
  - (7) 法定休日を除く標準勤務時間を超える勤務、法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務の合計が1年（毎年4月1日を起算日とする）につき360時間を超える勤務 100分の125
  - (8) 法定休日及び雇用契約書に定める勤務日以外の日を除く休日における勤務に代休を取得した場合 第5号及び第7号に定める割合から100分の100を控除した割合
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、労働基準法第37条第3項に定める労使協定を締結した場合であって、職員から申し出があった場合には、前項第5号の時間外勤務手当の払いに代え、前項第2号若しくは第3号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付

与する。その他、代替休暇の付与については、労使協定の定めるところによる。

(法定休日勤務手当)

第13条 法定休日勤務手当は、任期制職員就業規則第17条の規定により、法定休日に勤務を命ぜられて勤務した任期制職員又は無期労働契約転換職員に対し、その勤務1時間につき任期制職員給与規程第8条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 法定休日における勤務           | 100分の135 |
| (2) 法定休日における勤務に代休を取得した場合 | 100分の35  |

### 第三章 欠勤及び休職期間中の取扱

(欠勤者の給与)

第14条 給与計算期間における所定勤務時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない1時間につき、第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

2 勤務しなかった時間の算定は、1ヶ月ごとに合計し、これに30分未満の端数を生じたときは切捨てる。

3 前2項の控除計算の対象となる給与項目は、本給とする。

(育児休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

第15条 国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員育児休業、介護休業等に関する規程(平成18年3月31日 18規程第9号。以下「任期制職員育児・介護休業規程」という。)第4条の規定により育児休業となった育児休業者に対する育児休業期間中の給与は支給しない。

2 任期制職員又は無期労働契約転換職員が任期制職員育児・介護休業規程第23条の規定による育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、育児休業者等の給与については任期制職員育児・介護休業規程に定める。

(介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与)

第16条 任期制職員育児・介護休業規程第3条第1項第4号に規定する介護休業のうち1日を単位として行う休業を取得した者に対する介護休業期間中の給与は支給しない。

2 任期制職員又は無期労働契約転換職員が任期制職員育児・介護休業規程第3条第1項第4号に規定する介護休業のうち1時間を単位として行う介護休業を取得したとき又は任期制職員育児・介護休業規程第23条の規定により介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その期間の勤務しない1時間について第8条に定める勤務1時間あたりの給与額を減額して支給する。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月18日 18規程第79号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日 18規程第96号)

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月8日 19規程第29号)

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年6月4日 19規程第37号)

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年7月17日 19規程第51号)

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附 則（平成19年11月5日 19規程第65号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年2月18日 20規程第6号）

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第46号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第19号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日 22規程第45号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年5月16日 23規程第70号）

この規程は、平成23年5月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月26日 24規程第41号）

（施行期日等）

1. この規程は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規程の施行の日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、機構との雇用契約書中に契約期間中の給与の減額があり得る旨の条項が付されている任期制職員のうち、別表に基づき日額を支給している者で、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の日額の支給に当たっては、日額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。また、別表に基づき月額を支給している者は、月額を21で除した額を日額とし、以下（1）から（4）までの日額に該当する者の月額の支給に当たっては、月額に各割合を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。なお、学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して日額又は月額を決定している者についても同様とする。

（1）日額12,000円以上16,000円未満	割合	3%
（2）日額16,000円以上25,000円未満	割合	5%
（3）日額25,000円以上40,000円未満	割合	8%
（4）日額40,000円以上	割合	10%

3. 特例期間における前項の適用を受ける者の本給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの算定基礎額は、算定基礎額から前項の割合を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額とする。

4. 給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合は、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年6月29日 24規程第44号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第9号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月28日 26規程第13号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日 26規程第20号）

1. この規程は、平成26年3月14日から施行する。

2. 本給与規程の一部を改正する規程（平成24年6月26日 24規程第41号）附則第2項中「平成26年6月30日」とあるのは「平成26年3月31日」とする。

附 則（平成27年3月24日 27規程第45号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第51号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月13日 28規程第120号）

この規程は、平成28年9月13日から施行する。

附 則（平成29年12月26日 29規程第64号）  
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表1 月額又は日額

区分	給与		資格等	
(1) NIMS 招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(2) NIMS 特別研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。		グループリーダーの業務を行う能力を有すること	
	主席研究員A	38,680 (23,570)	812,290 (495,000)	研究歴18年以上
	主席研究員B	36,800 (22,380)	772,850 (470,140)	
	主幹研究員A	34,700 (21,870)	728,860 (459,360)	研究歴12年以上
	主幹研究員B	33,680 (21,200)	707,350 (445,280)	
	主幹研究員C	32,490 (20,420)	682,300 (428,890)	
	主任研究員A	29,880 (18,710)	627,510 (393,030)	研究歴8年以上
	主任研究員B	28,880 (18,060)	606,500 (379,280)	
	主任研究員C	27,580 (17,210)	579,280 (361,460)	
	研究員A	23,320 (15,860)	489,920 (333,190)	
	研究員B	22,200 (15,050)	466,380 (316,250)	
	研究員C	21,240 (14,360)	446,210 (301,730)	
	研究員D	19,540 (13,320)	410,460 (279,730)	
	研究員E	17,920 (12,130)	376,380 (254,870)	
研究員F	16,420 (11,040)	344,860 (231,880)		
研究員G	15,120 (10,090)	317,570 (211,970)		
(3) NIMS 特別専門職	事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
(4) NIMS ポスドク研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	研究員A	23,320 (15,860)	489,920 (333,190)	
	研究員B	22,200 (15,050)	466,380 (316,250)	
	研究員C	21,240 (14,360)	446,210 (301,730)	
	研究員D	19,540 (13,320)	410,460 (279,730)	
	研究員E	17,920 (12,130)	376,380 (254,870)	
	研究員F	16,420 (11,040)	344,860 (231,880)	
	研究員G	15,120 (10,090)	317,570 (211,970)	
(5) ICYS 研究員		日額 (日給)	月額 (月給)	
	504,000円以上840,000円以下の範囲で21,000円単位の月額及び以下の区分とする。			
	研究員A	—	489,920 (333,190)	
	研究員B	—	466,380 (316,250)	
	研究員C	—	446,210 (301,730)	
(6) NIMS エンジニア職		日額 (日給)	月額 (月給)	資格等
	グループリーダークラス及び特殊な技能等を有し、下記ランクにあてはまらない者については、エンジニア職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。			
	主席エンジニアA	36,640 (22,280)	769,460 (468,000)	エンジニア歴23年以上
	主席エンジニアB	34,860 (21,160)	732,170 (444,490)	
	主幹エンジニアA	32,880 (20,680)	690,570 (434,300)	エンジニア歴17年以上
	主幹エンジニアB	30,780 (19,300)	646,560 (405,490)	エンジニア歴13年以上
	主任エンジニアA	28,730 (17,960)	603,340 (377,200)	
	主任エンジニアB	27,760 (17,320)	583,000 (363,890)	
	主任エンジニアC	26,150 (16,270)	549,150 (341,740)	
	エンジニアA	23,620 (15,000)	496,170 (315,010)	
	エンジニアB	21,510 (13,580)	451,870 (285,270)	
	エンジニアC	19,200 (12,030)	403,390 (252,720)	
	エンジニアD	17,360 (10,790)	364,670 (226,720)	
	エンジニアE	16,330 (10,100)	342,980 (212,160)	
エンジニアF	15,660 (9,650)	329,040 (202,800)		
エンジニアG	14,790 (9,180)	310,600 (192,810)		
(7) 事務業務員		時給	月額 (月給)	
	特定業務A	1,240	277,860 (202,696)	英検2級若しくは業務に必要な資格を有すること
	特定業務B	1,210	270,300 (197,184)	
	特定業務C	1,170	262,030 (191,152)	
	特定業務D	1,120	252,050 (183,872)	
	特定業務E	1,080	242,640 (177,008)	
	事務業務員S	1,010	227,670 (166,088)	
	事務業務員A	980	219,260 (159,952)	
	事務業務員B	940	210,990 (153,920)	
	事務業務員C	910	203,580 (148,512)	
	事務業務員D	880	197,310 (143,936)	
	事務業務員E	850	191,030 (139,360)	

	特殊な技能等を有し、上記ランクにあてはまらない者については、事務職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構職員との権衡を考慮して決定する。		
(8) 研究業務員		時給	月額 (月給)
	特定業務A	1,400	341,230(229,112)
	特定業務B	1,340	326,510(219,232)
	特定業務C	1,280	312,420(209,768)
	特定業務D	1,230	298,480(200,408)
	特定業務E	1,160	283,450(190,320)
	研究業務員S	1,110	249,200(181,792)
	研究業務員A	1,000	224,250(163,592)
	研究業務員B	950	213,560(155,792)
	研究業務員C	910	204,580(149,240)
	研究業務員D	880	197,450(144,040)
	研究業務員E	850	191,180(139,464)
(9) 嘱託職員	月額		
	12,460		
	職責及び業務内容により、加算もある。		
(10) NIMSジュニア研究員		月額 (日給)	月額 (日給)
	修士課程在籍	11,880(10,600)	—
	博士課程在籍	14,640(13,360)	—

別表2 月額に含まれる手当額

区分	給与					
	月額 (月給)	月額に含まれる手当額				
		12時間分の第12条第1項第2号に規定する時間外勤務手当	第12条第1項ただし書きに規定する勤務に対する手当の20時間相当分	第12条第1項第8号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分	第13条第1項第2号に規定する代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の16時間30分相当分	
(1) NIMS 招聘研究員	招聘型任期付研究職本給表または月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。					
(2) NIMS 特別研究員	グループリーダークラスは、月給制研究職本給表を基に、その者の学歴、経験及び機構の職員との権衡を考慮して決定する。					
	主席研究員A	812,290(495,000)	47,508	15,840	13,464	18,836
	主席研究員B	772,850(470,140)	45,120	15,040	12,784	17,901
	主幹研究員A	728,860(459,360)	44,088	14,700	12,495	17,493
	主幹研究員B	707,350(445,280)	42,732	14,240	12,104	16,949
	主幹研究員C	682,300(428,890)	41,160	13,720	11,662	16,320
	主任研究員A	627,510(393,030)	37,728	12,580	10,693	14,960
	主任研究員B	606,500(379,280)	36,408	12,140	10,319	14,433
	主任研究員C	579,280(361,460)	34,692	11,560	9,826	13,770
	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061	12,682
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602	12,036
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211	11,492
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616	10,659
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936	9,707
研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307	8,823	
研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763	8,075	
(4) NIMS ポスドク研究員	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061	12,682
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602	12,036
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211	11,492
	研究員D	410,460(279,730)	26,856	8,960	7,616	10,659
	研究員E	376,380(254,870)	24,468	8,160	6,936	9,707
	研究員F	344,860(231,880)	22,260	7,420	6,307	8,823
	研究員G	317,570(211,970)	20,340	6,780	5,763	8,075
(5) ICYS 研究員	504,000円以上840,000円以下の範囲で21,000円単位の月額及び以下の区分とする。					
	研究員A	489,920(333,190)	31,980	10,660	9,061	12,682
	研究員B	466,380(316,250)	30,348	10,120	8,602	12,036
	研究員C	446,210(301,730)	28,968	9,660	8,211	11,492